

【平成29年4月1日～】

千歳市発注工事における社会保険等未加入対策について

千歳市における社会保険等未加入対策を推進するため、千歳市発注の建設工事においては、一次下請を社会保険等加入建設業者に限定(社会保険等未加入建設業者との一次下請契約を禁止)します。

【社会保険等未加入建設業者とは】

次に掲げる届出の義務を履行していない建設業者(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第3項に規定する建設業者)をいいます。

※当該届出の義務がない者を除く。

- (1)健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出
- (2)厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出
- (3)雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出

一次下請の社会保険等の加入状況は、元請業者から提出される施工体制台帳の写しの記載内容から確認します。

施工体制台帳等の確認によって、一次下請が社会保険等に適切に加入していないことが判明した場合、千歳市が指定する期間内(原則1か月)に当該一次下請が社会保険等に加入したことを確認できる書類の提出を、元請業者に対して文書で請求します。

【社会保険等の加入の確認書類(例)】

- (1)健康保険又は厚生年金保険
 - ・領収証書
 - ・社会保険料納入証明(申請)書 など
- (2)雇用保険
 - ・領収済通知書及び労働保険 概算・確定保険料申告書 など

指定する期間内に社会保険等の加入が確認できる書類を提出しなかった場合、元請業者に対して「口頭注意、文書注意又は指名停止」と「工事施行成績の減点」を行います。

ご不明な点などありましたら、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

担当：千歳市建設部事業庶務課事業庶務係
〒066-8686

北海道千歳市東雲町2丁目34番地
TEL 0123-24-0674 (直通) FAX 0123-22-8853